

## 議題3 関連 燃やすごみ削減施策の今後の取組方針（案）（令和3年度以降）

## 1) 家庭ごみ有料指定袋制度の導入

## 令和3年度

- ・昨年度までの調査の結果と組合のごみ処理体制を踏まえて、事業系ごみ指定袋制度に併せて、対象ごみ・料金体系・収集体制について基本方針（案）の作成に取り掛かっています。
- ・事業系ごみ指定袋制度に併せて、指定袋の形状や容量について基本方針（案）を作成します。

※令和3年度から令和4年度にかけて、上記を含めた（案）をこの検討会で議論していただき、基本方針を作成します。

## 令和4年度

- ・検討会で議論いただいた基本方針（案）をパブリックコメントに諮り、住民の皆さまからの意見を募ります。
- ・パブリックコメントの意見を受け、検討会等で基本方針（案）を協議し修正します。
- ・家庭系ごみ指定袋制度の基本方針を決定します。

## 令和5年度

- ・指定袋制度の導入について、住民説明会を実施し周知してまいります。
- ・販売店の募集を行うとともに、廃棄物関連条例を改正します。

## 令和6年度

- ・令和6年4月1日を目標に指定袋を導入する予定です。

## 2) 事業ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直し

## 令和3年度

- ・昨年度までの調査の結果と組合のごみ処理体制を踏まえて、対象ごみ・料金体系・収集体制について基本方針（案）の作成に取り掛かっています。
- ・指定袋の形状や容量について基本方針（案）を作成します。
- ・基本方針（案）がある程度固まった時点で、収運業者へのヒアリングを行います。

※令和3年度にその他基本方針（案）をこの検討会で議論していただき、基本方針を作成します。

## 令和4年度

- ・制度導入について事業所に案内を通知します。
- ・指定袋制度の導入について、事業者及び収集業者へ説明会を実施し周知してまいります。
- ・販売店の募集を行うとともに、条例を改正します。

## 令和5年度

- ・令和5年4月1日を目標に指定袋を導入する予定です。

## 3) ごみの分別啓発物の作成、配布

## 令和3年度

- ・市町で様々な方（外国人含む）に分別を促すための、映像に代わる分別啓発物（チラシ等）を検討し作成します。
- ・分別映像の実現に向けた方法を再検討します。

## 令和4年度

- ・令和3年度に作成した分別啓発物を、様々な方法で配布します。
- ・分別映像の撮影を行います。

## 令和5年度

- ・撮影した分別映像の配信を開始する予定です。

## 4) 雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発

## 令和3年度

- ・下野市では配布した雑紙保管袋を、小山市及び野木町では手提げ付き紙袋等を活用した雑紙の分別を周知してまいります。
- ・上記以外に、雑紙を可燃系資源物に分別排出してもらえる方法を検討して、雑紙分別収集の方法を啓発してまいります。

## 令和4年度以降

- ・令和3年度に実施した方法を継続し、雑紙の分別収集の啓発に努めてまいります。

## 5) 直接搬入者の実態把握、指導

令和3年度

- ・中央清掃センターに直接搬入される住民を対象に搬入量調査を行い、聞き取り調査と指導を行ってまいります。(年4回)

※6月、9月、12月、3月を搬入調査月間として、週3日程度調査を実施する予定です。

- ・令和3年7月より紙袋(米袋など)での中央清掃センターへの直接搬入を禁止します。

令和4年度以降

- ・令和3年度に実施した方法を継続し、直接搬入者への指導を行ってまいります。

## 6) 事業所のごみ処理の実態把握、指導

令和3年度

- ・「事業系ごみ搬入マニュアル」及び「事業系ごみ搬入の手引き」を全ての事業所に配布します。
- ・事業系ごみを組合施設に搬入していない事業所を調査します。
- ・中央清掃センターに搬入される事業系燃やすごみについて、年4回程度の展開調査を引き続き実施する他、随時調査を実施する予定です。

令和4年度以降

- ・令和3年度の調査結果により、令和4年度に事業系ごみを搬入していない事業所に指導してまいります。
- ・令和3年度に実施した方法を継続し、事業所から搬入される燃やすごみの展開検査を定期的に変更します。
- ・管内に新規に設立された事業所に対し、「事業系ごみ搬入マニュアル」及び「事業系ごみ搬入の手引き」を配布し指導してまいります。

## 7) 多量排出事業者への訪問指導

令和3年度

- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながら、多量排出事業者への訪問指導を行う予定ですが、この状況が続くのであれば訪問以外の新たな指導の方法を検討してまいります。

令和4年度以降

- ・新型コロナウイルスの感染拡大状況により、訪問指導に戻すかそれ以外の方法を選択するか、現時点では不明です。

## 8) 公共施設の機密文書のリサイクル処理

令和3年度以降

- ・機密文書の分別を徹底するように、継続的に庁舎内で周知してまいります。
- ・機密文書を全量リサイクル処理が実施出来るように、溶融処理事業を継続してまいります。

## 9) リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止

令和3年度

- ・リサイクル可能な紙類の焼却施設（中央清掃センター）への搬入禁止について、管内の事業者へ案内を通知します。併せて、収運業者への説明会を行い周知してまいります。

令和4年度

- ・事業所から排出されるリサイクル可能な紙類焼却施設への搬入を禁止致します。

## 10) 食品ロスの削減

令和3年度以降

- ・市町で実現可能な、事業系食品ロスの削減施策を検討し実施してまいります。
- ・生ごみの分別収集している野木町から排出される事業系生ごみを、焼却施設（中央清掃センター）への搬入を制限いたします。

※飲食店への指導は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見て行う予定です。

ごみ減量化対策実施スケジュール

ごみ減量化対策	取組内容	工程	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
① 家庭ごみ有料指定袋制度の導入	家庭ごみを収集に出す際に、指定のごみ袋（大袋1枚10円～20円：処理料金を上乗せしないごみ袋の代金）を使用する。	制度設計	← 制度設計、実施計画策定 →		← 販売店募集、条例改正 →			
		周知	← 議会説明、パブリックコメント実施 →		← 住民説明会 →			
		実施				← 有料指定袋開始 →		
② 事業ごみ有料指定袋制度の導入、手数料の見直し	事業ごみを収集に出す際に、指定のごみ袋（現在のごみ処理料金と同水準）を使用する。	制度設計	← 制度設計等策定 →		← 販売店募集、条例改正 →			
		周知	← 議会説明、収集業者ヒアリング →		← 制度案内通知、事業所・収集業者説明会 →			
		実施			← 有料指定袋開始 →			
③ ごみの分別啓発物の作成、配布（一部代替案）	外国語にも対応したごみの出し方の啓発物（チラシ等）を作成し、広く配布する。	制度設計	← 分別啓発物作成 →		← 分別映像撮影、記録媒体作成 →			
		実施		← 分別啓発物配布等 →		← 分別映像配信開始 →		
④ 雑紙分別保管袋の作成、配布並びに雑紙分別収集の啓発	家庭で雑紙を分別するための、保管袋を作成し配布する。これ以外の雑紙分別を促す方法を周知していく。	制度設計	← 雑紙分別方法の検討 →					
		実施	← 保管袋等を用いた雑紙分別の周知 →		← 雑紙分別方法の周知 →			
⑤ 直接搬入者の実態把握、指導	多量搬入者を定期的に調査指導する。	実施	← (定期的に実施) 多量搬入者の調査、指導 →					
⑥ 事業所のごみ処理の実態把握、指導	事業系ごみ処理の手引きを作成し配布する。あわせて未契約事業所を調査指導する。	実施	← 手引きの全事業所への配布 →		← 新規事業所への手引き送付、指導 →			
		実施	← 事業系ごみを搬入していない事業所の調査 →		← 調査結果により事業所への指導 →			
⑦ 多量排出事業所への訪問指導	多量排出事業所へ定期的に訪問指導する。	実施	← (定期的に実施) 多量排出事業所の調査、指導 →					
⑧ 公共施設の機密文書のリサイクル処理	市町の機密文書を全量リサイクルする。	実施	← 機密文書の全量リサイクル処理実施 →		← 機密文書の分別の徹底、予算要求 →			
⑨ リサイクル可能な紙類の焼却施設への搬入禁止	事業所から排出されたりリサイクル可能な紙類の、焼却施設への搬入を禁止する。	周知	← 制度案内通知、収集業者説明会 →					
		実施		← 紙類の焼却施設への搬入禁止 →				
⑩ 食品ロスの削減	燃やすごみに含まれる食品を調査指導する。	実施	← 飲食店への指導 →		← 野木町の生ごみの焼却施設への搬入制限 →			

※ 可能な限り迅速かつ住民及び事業者等の理解を得られるよう丁寧に進めるものです